

平成17年第4回臨時会 H17.8.5
平成17年第4回西予市議会臨時会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平 成 1 7 年 8 月 5 日
1. 招 集 の 場 所 西 予 市 議 会 議 場 8 月 5 日
1. 開 会 会 議 開 始 時 分 0 0 分
1. 閉 会 会 議 閉 会 時 分 1 7 時 3 0 分

1. 出席議員
1 番 剛 清 宏 幸 志 文 三 義 男 三 生 廣 義 昭 夫 秋 吉 勇 男 義 俊 和 朗 三 男 男 盛 元 重 重
2 番 明 義 孝 武 健 一 秀 修 作 朝 泰 忠 幸 清 宇 之
3 番 中 山 宮 島 親 川 野 川 井 本 野 井 野 野 好 山 井 頭 本 本 川 原 宮 田 本 野 竹 宮 本 野
4 番 宇 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
5 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
6 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
7 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
8 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
9 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
10 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
11 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
12 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
13 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
14 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
15 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
16 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
17 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
18 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
19 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
20 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
21 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
22 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
23 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
24 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
25 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
26 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
27 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
28 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
29 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
30 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
31 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
32 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都
33 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都

1. 欠席議員
2 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都

1. 会議録署名議員
2 番 松 元 嶋 沖 森 龜 名 河 藤 淺 淺 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 宇 都

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 役 役 長
入 育 部 長
企 画 部 長
設 計 部 長
建 設 部 長
産 業 部 長
生 活 部 長
教 育 部 長
明 治 部 長
野 村 部 長
城 川 部 長
三 瓶 部 長
病 院 部 長
消 防 部 長
総 務 部 長
財 政 部 長
企 画 部 長
本 会 議 事 務 局 長
議 事 日 程 事 件
議 会 議 決 事 件
議 会 議 決 事 件

議 事 日 程
1 議 決 事 務 局 長
2 議 決 事 務 局 長
3 議 決 事 務 局 長

議 決 事 務 局 長 岡 田 周 三、2 6 番 山 本 安 男
議 決 事 務 局 長 岡 田 周 三、2 6 番 山 本 安 男
議 決 事 務 局 長 岡 田 周 三、2 6 番 山 本 安 男

- 承認第 23号 専決処分第23号の承認を求めることについて（愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）
 4 議案第113号 西予市健康保養地中核施設の指定管理者の指定について
 5 議案第114号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第3号）
 6 議案第115号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 2 会期の決定
 3 承認第 22号 専決処分第22号の承認を求めることについて（愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）
 承認第 23号 専決処分第23号の承認を求めることについて（愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）
 4 議案第113号 西予市健康保養地中核施設の指定管理者の指定について
 5 議案第114号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第3号）
 6 議案第115号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

開会 午後3時00分

- 議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより平成17年第4回西予市議会臨時会を開会をいたします。
 三好市長より今臨時会招集のあいさつがあります。
 ○三好市長 平成17年第4回西予市議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
 議員の皆様におかれましては、連日の猛暑でお疲れのところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。
 さて、旧町時代から長年の懸案でありました事業も次々と完成し、去る8月1日には三瓶本館の落成式も無事終えることができました。また、10月29日開会予定の大相撲西予市野村場所におきましては、チケットの売れ行きも心配しておりましたがほぼ完売の売れ行きとなり、胸をなでおろしているところでございます。また、チケットの問い合わせもあるとこのことで、いろいろ心配もしなければならぬと感じているところであります。11月には健康保養地中核施設も完成予定となっており、市内施設の充実がさらに進んでおります。今後、これらの施設をいかに活用し利用していただくについては、各所管課におきましても研究、検討を進めているところでありますが、議員の皆様におかれましてはご意見、ご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。
 さて、今回の臨時会におきましては、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について外1件の専決処分の報告と、西予市健康保養地中核施設の指定管理者の指定について外2件、合計5件の議案につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。
 諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞご慎重にご審議いただき、それぞれご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

- 議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
 今回の会議録署名議員に25番岡田周三君、26番山本安男君を指名いたします。

（日程2）

- 議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
 お諮りをいたします。
 今回の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日1日間と決定いたしました。

（日程3）

- 議長 次に、日程第3、承認第22号「専決処分第22号の承認を求めることについて（愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）」並びに承認第23号「専決処分第23号の承認を求めることについて（愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

- 森総務企画部長 承認第22号「専決処分第22号の承認を求めることについて」、承認第23号「専決処分第23号の承認を求めることについて」一括して提案理由のご説明を申し上げます。
 この承認第22号と承認第23号は、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について及び愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について、専決処分の承認を求めるものであります。

宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の合併により、平成17年8月1日に宇和島市が発足いたしました。これに伴い、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合規約の変更及び財産処分の協議について、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により、関係市町の協議が必要となり議会の議決を経なければならないところでありますが、許可申請期日の都合上、議会を招集する暇がないと認められることから専決処分したものであります。以上2案件、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。
 これより本案に対する一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

- 承認第22号から承認第23号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 討論を終結といたします。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。

承認第22号から承認第23号までは原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第22号「専決処分第22号の承認を求めることについて(愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について)」並びに承認第23号「専決処分第23号の承認を求めることについて(愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について)」の2件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第113号「西予市健康保養地中核施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 議案第113号「西予市健康保養地中核施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

まず、本案をご説明する前にご報告申し上げます。本施設につきましては、利用者の方々に親しみやすい施設名称を公募いたしておりましたが、6月に開催いたしました名称選定委員会において「クアテルメ宝泉坊」に決定し、本年11月から「西予市健康保養館クアテルメ宝泉坊」として開館、運営することになりましたので、ご報告申し上げます。

さて、本施設は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることといたしておりますが、先般、指定管理者の公募を実施し審査委員会での審査の結果、株式会社城川開発公社を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。その理由といたしましては、まず西予市健康保養地中核施設の設置目的と同公社が管理運営を行うに当たっての経営方針が合っていること。さらに、平成16年2月に設立した同公社が旧城川町産業開発公社の事業全般を継承したものであり、城川特産品センターを初めとする5つの関連施設を運営し、なおかつ交流人口の増加を図るための各種イベントやPRにも積極的に取り組まれているなど人的、物的能力を含めた実績が認められること。また、本年3月には宝泉坊ロッジの指定管理者の指定を受けており、本施設との一体的な運営が可能になることなど、同公社が総合的に施設の効果的、効率的な管理運営を実現できるものと判断し、指定管理者に指定するものであります。

なお、同公社の概要及び本施設の事業計画につきましては、別添の参考資料をご参照いただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○17番酒井宇之吉君 非常に外来語に弱いんですが、「クアテルメ」という意味はどういう意味で、どういういわれでこういう名前がついたのかだけ、ご説明いただけませんか。

○松本生活福祉部長 名称選定委員会の中での決定では一応92点の応募があったわけでありまして、その中から「クアテルメ宝泉坊」と選定されたのであります。

この「クアテルメ」との意味でありますけど、「クア」ということにつきましては、病気を治すための治療とか、あるいはリハビリのためのさまざまな治療、保養、療養を意味するものであります。「テルメ」とは、これはドイツ語での表現で温泉を意味するものであります。ですから保養、休養をする温泉という意味であります。

以上。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

○24番宇都宮二郎君 参考資料の中にあります管理委託料はいかほどか。また、派遣の3人分の人件費の1,899万円ですが、これはどこの項目にはまっておるのかと。それともう一点、今後において管理委託料を1,000万円程度お願いをしたいというような文章があるんですが、これを含めての説明をお願いいたします。

○松本生活福祉部長 この資料の中の管理委託料でありますけれども、管理委託料につきましては一応この先般の議会の折に、この条例で利用料を定めさせていただいております。プール利用の場合1,500円以内という設定をいたしておりますけれども、一応健康づくりを目的とした施設でありますので、実質的な入場料は1,200円ぐらいを設定するような方針であります。ですから、その差額分300円につきましても利用者が4万2,000人でしたか、その分につきましては市から委託料として支払う予定にいたしております。これは、6月の補正予算の段階で13節の管理委託料で組ませていただいております。

それと、今後の見通しでありますけれども、今言いました大体300円の年間分1,050万円程度をこの健康づくりのために委託料として支払いたいと思います。先ほど説明しました今年度分につきましては11月、12月、1月、2月、3月の5カ月分を計上いたしております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○松本生活福祉部長 失礼しました。

1件漏れておりましたが、派遣職員3名ということでありまして、これは技術を持った外部からの職員3名を派遣予定にいたしております。療法士ということで専門家に来ていただくように予定にしております。

○24番宇都宮二郎君 その1,899万円をどこの項目にはまるとかというような質問をしたんですけれども。

○松本生活福祉部長 このただいまの質問でありますけれども、3人派遣分の予算についてはすべて、これは6月の補正予算の折に計上しております。金額につきましては、ちょっと今の……。失礼しました。このただいまの質問であります。療法士派遣3名の1,899万円の表示でありますけれども、これはあくまでも城川開発公社が行う事業の必要経費でありますので、これらの費用と収入とを差し引いた不足分について管理委託料といいますか、先ほど言いました300円の人数を掛けた分を委託料として支払うというものであります。あくまでも、この資料につきましては城川開発公社の費用を載せた経費であります。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

○24番宇都宮二郎君 この場合、売り上げから経費を差し引いて赤字が出た分については、管理委託料として支払うようなことになるのでしょうか。

○松本生活福祉部長 今ほどありました、この赤字になっての補てんということは考えておりません。あくまでも、市内の利用者1名について300円の健康づくりの委託料を支払うということで、赤字補てんをする目的での委託料ではありません。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第113号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第113号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第113号「西予市健康保養地中核施設の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定をいたしました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第114号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○別宮助役 議案第114号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第3号)」につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額の増減はなく、継続費補正と債務負担行為補正のみの計上でございます。

まず、継続費の変更は、健康保養地事業の外構工事費及び修景工事費用を6月補正で議決をいただいておりますが、これを現在の本体工事と同時施工を行うために継続費として組み込むものでございます。また、債務負担行為の追加は宇和中学校、野村中学校及び三瓶地区小学校5校のコンピューターを導入するに当たり、リース契約としたいために債務負担行為を設定するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第114号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第114号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第3号)」は原案のとおり決定をいたしました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第115号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第115号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成16年度に継続費の議決を経ております岩木地区処理施設建設事業におきまして、終末処理場の埋め戻し及び盛り土費用の増額のため変更契約を締結する必要が生じたことから、継続費の総額及び平成17年度割りを924万5,000円増額するものであります。

なお、歳入歳出予算につきましては、現予算内で対応できることから変更はございません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第115号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第115号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもって平成17年第4回西予市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時30分

平成１７年第４回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 ２２号	専決処分第２２号の承認を求めることについて（愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）	17.8.5	原案承認
承認第 ２３号	専決処分第２３号の承認を求めることについて（愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）	17.8.5	原案承認
議案第１１３号	西予市健康保養地中核施設の指定管理者の指定について	17.8.5	原案可決
議案第１１４号	平成１７年度西予市一般会計補正予算（第３号）	17.8.5	原案可決
議案第１１５号	平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	17.8.5	原案可決